

携帯電話の光と影に関する研究

—情報メディアを安心して利用するために—

情報モラル教育研究会議

研修員 安部 亮太 (川崎市立有馬小学校) 林 美登利 (川崎市立日吉小学校)

吉田 一弘 (川崎市立高津中学校) 乾 和弘 (川崎市立長沢中学校)

指導主事 増田 実

I 主題設定の理由

携帯電話について学校で扱ってよいものか、扱うとすればどのように扱っていけばよいか、指導について悩んでいる教員が多い。学校で取り扱わないまま、小学校高学年から中学生にかけて携帯電話を所持する児童生徒の数は増加し、携帯電話に係るトラブルも増加していつている。掲示板における誹謗・中傷やチェーンメールの問題が小学生段階でも問題となってきた。小学生で携帯電話を全員所有しているわけではない。しかし、小学生段階で携帯電話を持っていなくとも、いずれは利用することを想定し、正しい携帯電話の持ち方、インターネット端末としての携帯電話の扱い方等を、情報社会に生きる子どもたちにしっかり指導する必要があると考える。本研究会議では、身近な題材となりつつある携帯電話を中心に、誰もが取り組めるような情報モラル教育を考えていく。

II 研究の内容

平成 20 年 1 月 17 日の中央教育審議会答申において「小学校段階では、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を通じて、その基本的な操作の習得や、情報モラル等にかかわる指導の充実を図る。」と、記された。「情報モラル等」とは、「ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなど」である。今後、情報モラル教育は必ず必要な指導となってきている。

中央教育審議会答申では、企業に求めるものとして携帯電話について記述されているが、学習指導要領案では、携帯電話という単語は登場しない。しかし、神奈川県携帯電話所持率は小学校 6 年生で 41.6%、中学校 3 年生で 77.7%と全国的にも高く、携帯電話に係るトラブルも多い。そこで、いずれ関わる可能性のある携帯電話を題材として取り上げることとした。

1 研究の意義

携帯電話の学校持込については、授業には関係ないものとして禁止している学校が多い。学校には関係のないものだから、学校で携帯電話については教育する必要はない、家庭に任せればよいという意見もある。しかし、防犯上の理由で、保護者から持たせたいとの要望があったり、携帯電話に係る児童生徒指導上の問題がおこっており、学校では、情報活用能力の重要な要素として教育する必要があると考える。

学校で携帯電話について教育するにあたり、どう扱っていけばよいか、禁止しているのに扱ってよいものか、どのように進めていけばよいかわからないという教員の声を聞く。携帯電話を授業で扱う

ことが呼び水となり、子どもたちが携帯電話を欲しがらようになってしまい、保護者から苦情がくるのではないかと危惧する声もある。

家庭や学校が携帯電話についての教育をしなければ、児童生徒は携帯電話についての正しい知識を教わる機会を持たずに所持することになる。今回の研究で、携帯電話に焦点を置くことは、学校での情報モラル教育を推進する際の一助になると考える。

2 現状分析

(1) 学校における情報モラル教育

平成12年の高等学校学習指導要領において、情報モラルという言葉は「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定義された。携帯電話が普及し始めたのも平成8年ごろからであり、カメラ機能やインターネット等の付加機能が付いてから、急速に普及してきた。昭和62年の「教育改革に関する第三次答申」で「情報モラルの確立」と出されたが、大学で情報モラル教育を取り扱うようになってきたのも最近のことである。多くの大人は情報モラルを学校で学習していない。教員も保護者も同様であり、情報モラル教育は手探りの状態の中にあると考える。

平成18年度の「学校における教育の情報化の実態に関する調査結果」(文部科学省)において、大項目D「情報モラルを指導する能力」は全国が62.7%に対して、川崎市は72.5%と「できる」が上位を示している。この数値は「わりにできる」と「ややできる」の合計であるが、「ややできる」の割合が圧倒的に高く、理解はしているが実践はまだという状況も考えられる。

表1は管理職向けに行った情報モラルについての調査結果である。校内での取り組み体制についての調査において、学校全体での共通認識は高まってきている。しかし、調査はしていないが、学校において共通の指導資料があるということは聞いていない。19年度は、携帯電話におけるトラブル報告が増加し、指導が必要になったという学校が増えてきている。

表1 学校における情報モラル指導体制

	小	中高
学校全体で共通認識	65.1%	60.7%
各学年又は各教科毎に共通認識	16.5%	29.5%
共通認識なしで各クラス担任まかせ	16.5%	9.8%
その他	1.8%	0.0%

平成18年3月 学校調査

今回の研究は、研修員の所属する小学校2校、中学校1校において実施した授業を土台としている。それぞれの学校の情報モラル教育の状況であるが、小学校2校は、学校全体で取り組もうという意識は高く、学年ごとに情報モラル教育を実施している。中学校1校では、技術・家庭科での授業が中心となって、情報モラル教育を展開している。また、現状として小学校ではチェーンメール、中学校では誹謗中傷といった主に携帯電話に係る諸問題が発生している状況である。児童・生徒指導の問題もあり、喫緊の課題となってきている。

(2) 保護者の情報モラルに対する関心

平成19年度は情報モラルに対しての意識が大きく変わった年である。子どもたちの間に携帯電話に関わる諸問題が明らかになり、社会全体で何とかしなくてはいけないという声が大きくなってきた。諸問題とは、

- ・ チェーンメールや迷惑メール
- ・ 出会い系サイト等有害サイトの閲覧
- ・ 学校裏サイトによる誹謗中傷やネットいじめ

などであり、ネットいじめに関しては命に関わる事件も起きている。

平成18年2月の総務省調査によれば、携帯電話のフィルタリングを利用しているのは2.1%である。同調査によれば、携帯電話各社が提供するフィルタリングの認知について「よく知っている」が7.1%、「聞いたことがある」が37.7%、「知らない」が56.2%であった。その後、有害サイトから子どもたちを守るために、平成20年2月1日から、未成年者は任意加入から、原則フィルタリングに加入となった。

昨年度、学校で携帯電話の話をすると、逆に子どもが携帯電話を欲しがるので困ると、親からの指摘が心配という教員からの相談があった。しかし、現在は保護者も情報モラル教育を必要としてきている。市PTA連絡協議会では講師の方を呼んで、学集会や講演会を実施し、各校においてもPTAの活動に取り入れている学校もある。学校は、保護者とともにもどう情報モラルを高めていくかが一つの課題となっている。

(3) 子どもたちの意識

A小学校6年生の7月段階での携帯電話所有者は35%（57名中20名）である。さらに所有していない児童の57%（37名中21名）は持ちたいと答えている。所有している児童は連絡手段、メール、インターネット、ゲーム等で使用し、所有希望者はゲームやメール、インターネットに憧れている児童が多い。

B小学校5年生の9月段階での携帯電話所有者は38%（29名中11名）である。そして未所有者の66%は持ちたいと答えている。さらに、携帯電話の使用経験者は100%であった。所有していない児童も家族の携帯電話を借りて何らかの形で使用していた。携帯電話の所有率は学校や地域により差があるが、使用方法については、家族との連絡手段をあげている児童が多い。

C中学校1年生の12月段階での携帯電話所有者は66%（118名中74名）である。男女別ではそれぞれ53%、81%となり、女子の所持率が高い。そして、表2のように、メールとしての使用頻度が高く、生徒にとっては大

表2 携帯電話の所有者の使用状況と未所有者の興味

	電話	メール	掲示板	音楽	ブログ	プロフ	電子決済	ゲーム	カメラ	その他
所有	55%	95%	19%	56%	13%	8%	0%	29%	29%	14%
未所有	43%	75%	5%	63%	3%	3%	8%	20%	25%	3%

平成19年12月(複数選択)

3 研究の視点

(1) 授業の構築

本研究会議では、携帯電話に対するしっかりとした考え方や知識を作っていくために、ある程度1時間という時間を想定しての授業を作ることとした。

情報モラルを教える適齢学年について、「指導実践キックオフガイド」によれば、小学校中学年あたりからである。小学校低学年で教える内容は情報モラルではなくモラル全般となる。この時期は情報機器に慣れ親しむ時期にあたる。携帯電話については、持ち始めにあたる小学校高学年からが現状ではよいと思われる。今後、持ち始めが低年齢化してくれば、指導時期は変わっていく。実際に小学校4年生あたりでチェーンメールや誹謗中傷に関する問題が起き始めている。

携帯電話は単なる道具に過ぎない。しかし、あまりにも多機能な機械であるがために、様々な問題が生じていることも事実である。本研究会議では彫刻刀の正しい使い方を教えるように、携帯電話の正しい使い方を教えていくこととした。

携帯電話についての指導をしていくにあたり、いくつかのポイントが考えられる。

指導のポイントの第一として、はたして今の生活に携帯電話は必要なのかを持つ前の子どもたち、もしくは持ち始めの子どもたちに考えさせることである。授業中に携帯電話は必要なく、持たなくとも生活に支障はない。そして、持つことによるトラブル回避の知恵やマナー、責任も生じてくる。おもちゃとして持つことや、友達が持っているからという考え方には指導が必要である。

ポイントの第二として、便利な道具であるが、使い方を誤ると大変なことになることである。インターネットに関して言えば、直ちに大人の世界へとつながってしまい、よい大人ばかりならよいが、中には人をだまそうとしてくる者もいる。また、安易な書き込みや発信は取り返しのつかないことになってしまうこともある。遊び半分で掲示板に記入した内容が、全世界で読まれ、社会全体を騒乱に巻き込み、個人としての責任が発生してくる。

第三に文字によるコミュニケーションと匿名性についてである。もちろん携帯電話の向こう側には生きている人間がいるからこそ、コミュニケーションや匿名性が問題となる。メールや掲示板において、文字だけでは相手にうまく伝わらないことがある。さらに、匿名性からの誹謗中傷も問題になっている。

今までのポイントにも関係するが、第四として携帯電話に係るトラブルと、注意点、対処法についてである。携帯電話に係る事件・事故としては、

- ・迷惑メール（出会い系、架空請求、フィッシング詐欺等）
- ・有害サイト（自殺サイト、薬物サイト、18歳未満禁止サイト）
- ・チェーンメール
- ・ブログ、掲示板での誹謗中傷、ネットいじめ
- ・コミュニティサイトにおけるなりすまし
- ・肖像権侵害、デジタル万引き

などがあげられる。これらをどの段階でどのように取り上げるかが大切である。例えば小学校5年生では出会い系サイトという言葉自体を知らない児童が多だろうし、あえてこの言葉から教える必要はない。

授業を構築していくにあたり、特別な授業を目指すのではなく、誰もがができるような授業を考えていくこととした。特定の教員しかできない授業は広がりを持たないからだ。また、既存のものを極力活かすためにも、他機関との連携や有効コンテンツの利用を考えていった。特にe-ネットキャラバン、警察、携帯電話会社はそれぞれ資料を作成したり、講演会を実施したりしている。これらを有効に使うことも情報モラル教育の足がかりとなる。

（2）実践1 警察の講演を取り入れたA小学校

A小学校では、携帯会社が発行している「安全・安心ブック」での学習と、警察の方の講演会の併用を考えた。基本姿勢は、「携帯電話を持つことは、今、必要か？」であり、警察から携帯電話で起こる危険なこと、関わってはいけないことや犯罪等を具体的事例を取り入れながら話してもらい、携帯電話についてより知ってもらうことを目的とした。

携帯会社が作成している「安全・安心ブック」は、学校からの要請により人数分もらうことができ、要請すれば講演会も実施してもらえる。携帯電話3社はいずれも形こそ違え、実施している。そこで6月の段階でA社より、「安全・安心ブック」を送付してもらい、内容の確認を行った。A社の「安全・安心ブック」は、携帯電話を持つことにより防犯につながることを前半で記述している。この冊子を配布して、説明を加えなければ、防犯のために携帯電話は必要とよい面での理解で終わってしまう。そこで5年生に配布する際に、後半に記述されている持つことによる危険性を中心に指導するように担任に依頼した。

警察の方にお願ひし、「携帯電話の安全な使い方」学習会として、6年生は7月11日、5年生は7

月18日に実施した。どちらも講師は神奈川県警少年相談保護センター少年相談員の方が講師である。携帯電話における危険性や犯罪を優しく丁寧に45分間大ホールにて話をしていただいた。この2つを通して、携帯電話を持つことにより、

- ・犯罪にまき込まれる心配（余計なリスクを背負う）
- ・自己責任が生じる（自分で責任が取れるのか）
- ・一人ひとりのマナー、ルール（相手の気持ちを考える）などのモラルが必要

を理解させることができた。子どもたちの事前と事後の携帯電話の意識を比べると、単に憧れだけだったものが、上記の内容が感想に含まれていた。残念だったのは、保護者にも呼びかけをしたが参加者数が少なかったことと、少年相談員の方が優しくオブラートに包む形で事例を話されたことである。

（3）実践2 継続的な指導を考慮したB小学校

B小学校では、第5学年で「総合的な学習の時間」を利用して、継続的な携帯電話に関する教育を実施した。ワークシート、プレゼンテーションを用意し、プロジェクタで投影しながら、合計4回の授業を行った。大切にしたい点は一方的に伝えるだけではなく、なぜなのかを子どもたちとともに考えていくことである。また、保護者もいっしょに考えてもらうことを願い、授業参観時にも行った。

第1回 9月25日 携帯電話の落とし穴（授業参観）

携帯電話の便利な点を上げてから、迷惑メールやチェーンメールなどの危険な事例を取り上げ、その対応策を考えていく。また、携帯電話を持つ時期についてそれぞれの考えを述べ合う。後半に資料として「携帯電話安全な使い方」（全国読売防犯協力会）を使う。

まとめ

- ・携帯電話は**便利な道具**である⇒必要？
- ・携帯電話は**危険な道具**でもある
（被害者になる可能性がある）
（加害者になる可能性もある）
- ・携帯電話で送った情報は全て**自己責任**である

○携帯電話との上手に付き合っている
○周りの人たちと上手に付き合っている
※年齢ではなく、気持ちが育ってから。

第2回 11月16日 携帯電話を利用するときの約束事を考えよう

「電車やバスの中では、携帯電話はどうすればよいか」「友達との会話の最中に着信があったらどうするか」など、携帯電話を持った場合にどうすればよいかを考えながら、決まり（約束事）の重要性をとらえていく。

図1 プレゼンテーション資料

第3回 2月1日 携帯電話の落とし穴～文字で伝える難しさ～

プレゼンテーションを用いて、紙芝居形式でストーリーを提示。休日に遊ぼうと誘ったところ、「俺はいいよ」とメールで返事が返ってくる。当日、約束の場所でどのようなことが起こったか、話の続きを作る。この授業を通して、自分の伝えたいことを相手に正確に伝えるには、どう表現するのがよいただろうかを考える。

第4回 2月16日 携帯電話によるトラブルがネットいじめに（授業参観）

仲のよかった仲間のちょっとした心の行き違いが、メールを通じて大きな溝となっていく。なぜ、ギクシャクした関係になったかを考えながら、メールのやり取りについて学ぶ。

4回の授業はすべて教室で行い、ワークシートの記述や児童の考えから児童の変化を捉えている。

（4）実践3 携帯会社の講演を授業に取り入れたC中学校

C中学校では、情報モラルに対して前向きに取り組んでいる携帯電話会社に講演を依頼した。10月の段階で授業中の携帯電話会社講演について学校長の了解をとり、業者との調整に入った。担当が技術・家庭科の教員でもあり、技術における情報モラル教育として位置づけた。授業変更により1年生4クラスを12月3日に4時間入れてもらい、コンピュータ室にて、1時間ずつ同一の授業を展開していった。

授業展開はすべて業者のインストラクター中心で実施した。携帯会社が作成した中学生版テキストを配布し、個々のディスプレイにチェーンメールなどのトラブルの動画コンテンツ事例を表示しながら

ら、危険性と対処の仕方をわかりやすく説明してくれた。

(5) 授業前と授業後の比較

アンケートにより児童生徒の意識の変化をみた。

C中学校においては、家庭での約束を必要と考える生徒が増え、携帯電話に対する「便利」「楽しい」というイメージが多少減少し、「危険」「怖い」というイメージをもつ生徒が若干増加した。しかし、自由記述で書いた感想を見ると、危険性の認識の高まりや、安全な使い方への認識の高まりが感じられた。特に所有していない生徒の意識に変化が

表3 携帯ってどんなもの？

	9月（事前調査）	3月（事後調査）
1	電話・メールがつかえる携帯電話	役に立つけれど、少し危険。遊び道具（ゲーム）
2	シールを貼りたい	どこにいるか聞くとときに電話できる・危険だけど少し便利
3	便利	便利だけど危険
4		緊急のときに使う
5	遅くなるとか用事があったりしたら電話やメールで送れる	危険でもあるし便利なものでもある
6	便利だけど、いろいろなことをしてしまうとお金がかかるので怖い	便利なところがあっていいけど、使い方を間違えてしまうところも怖い
7	便利なもの	便利だけど怖い・間違ったことを伝えてしまう（いいよ）
8	便利	便利なもの

見られた。
B小学校での変化は、持っていない児童が「憧れ」「ほしい」と感じていたものが、すぐには必要ないと、持つ時期に対して変化が見られてきたことである。また、持つことによる危険性の理解も深まったと思われる。表3は携帯電話に対するイメージの比較である。すでに携帯電話を所有している児童の授業前と、4回の授業実施後のイメージを並べたものである。携帯電話の利便性と危険性についての理解の深まりが感じられる。

III 研究のまとめ

指導されているか、されていないかで携帯電話を含めたネット社会への意識は変わってくる。

知らないでトラブルに巻き込まれることは、教育によって大方回避が可能である。今回の誰でもできる授業の構築、既成のコンテンツの有効利用はそのための有効な手段であると考えられる。

今回、B小学校では授業参観で実施したが、保護者の理解の大切さが感じられた。児童生徒に教えるとともに、保護者にも知ってもらふこと、協力体制を築いていくことも大切な要素である。

携帯電話に関しては、持つてから考え方を変えていくのは難しい。早い時期に話をして考えさせていくことが重要である。また、今回は小学校、中学校でそれぞれ同じような内容を教えたが、発達段階に応じて、扱う事例に変化を持たせたり、法制面での理解を加えたりしながら、繰り返しによる情報モラルの定着が必要と考える。

最後に、研究を進めるに当たり、ご支援、ご助言をくださいました原克彦先生（目白大学教授 川崎市総合教育センター専門員）、また、校長先生をはじめ学校教職員の皆様に、心より感謝し厚くお礼申し上げます。

【参考文献】

日本教育工学振興会『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』 2007年
堀田龍也編『事例で学ぶNetモラル』三省堂 2006年